

青森市霊園条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

市営霊園・墓園の指定管理者については、第1回目の公募で応募がなかったため、現在の指定管理者に対して、継続の打診をしたところ、応募の意思がないことが明らかとなり、また、応募期間内に問合せもなく、長年当該事業者のみで行われてきた事業への新規参入も期待できないことから、二次募集の実施は困難と判断したものである。

この結果を受け、市営霊園・墓園の維持管理・運営に影響をきたさないよう、来年度から当面の間、市が直接、維持管理・運営を行うこととなったものである。

2 改正内容

青森市三内霊園、青森市月見野霊園、青森市八甲田霊園及び青森市浪岡墓園の維持管理・運営について、市が直接行うことを可能とするため、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。